

給与所得者の医療費控除・公的年金等所得者 還付申告(確定申告)説明会のお知らせ

2月16日(月)から始まる申告相談会は、大変混雑します。そのため、次のとおり開催される説明会を利用して、早めの還付申告(確定申告)をお勧めします。

この説明会は、税理士会春日部支部の税理士の説明を聞きながら、自分で申告書を作成し、提出することができます。この説明会および確定申告期間内に申告できなかった方は、春日部税務署で申告をしてください。

問合せ 春日部税務署 ☎048・733・2111 / 市民税課市民税係(内線2685)

還付申告(確定申告)できる方

源泉徴収された所得税があり、次に該当する方

● 給与所得者の医療費控除：給与所得のみで年末調整が済んでいる方

● 公的年金等所得者：公的年金等所得のみ、または公的年金等所得と給与所得のみの方

※医療費控除を受けられる方は、その年中に支払った医療費の実負担額が10万円(または、所得が200万円以下の方はその5%)を超えた場合です。

還付申告(確定申告)に必要なもの

給与所得者の医療費控除

● 平成26年分給与の源泉徴収票(原本)
● 公的年金等所得者

● 平成26年分の公的年金および給与の全ての源泉徴収票(原本)

● 控除証明書などや、社会保険料(国民健康保険税・国民年金等)の領収書・証明書など

● その他参考となるもの(障害者手帳

など)

【共通】

● 医療費の領収書など
● 保険等で補填された金額が分かるもの(家族療養費付加金、高額療養費、生命保険契約による給付金など)

● 印鑑、ボールペン、計算用具

● 預金口座番号の分かるもの

説明会日程

対象		受付日時		申告会場
給与所得者の医療費控除	2月5日(木) 13時～13時30分	2月5日(木) 9時30分～10時	2月6日(金) 13時～13時30分	
公的年金等所得者	2月6日(金) 9時30分～10時	2月6日(金) 13時～13時30分	2月6日(金) 13時～13時30分	

※申し込みは不要です。各日とも10時と13時30分から申告書記載の説明を始めます。申告書提出までに2時間程度かかりますので、ご了承ください。

年金コラム

平成26年分公的年金等の源泉徴収票が送付されます

日本年金機構により、平成26年中に厚生年金・国民年金等の老齢年金または退職を支給事由とする年金を受け取られた方に、平成26年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成26年分公的年金等の源泉徴収票」が、平成27年1月中旬に送付されます。

この源泉徴収票は、所得税の確定申告の際の添付書類等として必要になりますので、大切に保管してください。

※源泉徴収票を紛失された場合の再交付については、春日部年金事務所までお問い合わせください。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048・737・7112

①介護保険要介護認定者に「おむつ使用の確認書」を発行します

所得税、市・県民税の申告用に、「おむつ使用の確認書」を発行しますので、必要な方は申請してください。この確認書は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わるもので、医療費控除の対象として認められます。

対象 介護保険要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方

※一定の要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

申請先・問合せ 介護福祉課介護認定係(内線3268) / 各総合支所福祉課(菖蒲・内線151 / 栗橋・内線233 / 鷺宮・内線175)

②介護保険要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を発行します

所得税、市・県民税の申告用に「障害者控除対象者認定書」(平成26年分)を発行しますので、必要な方は申請してください。なお、身体障害者手帳等の交付を受けている方で、手帳等により控除を受ける場合は申請の必要はありません。

対象 平成26年12月31日(水)時点で、65歳以上の要介護認定を受けている方またはその対象者を扶養している方(要支援1・2認定者を除く)

申請先・問合せ 介護福祉課高齢者福祉係(内線3262) / 各総合支所福祉課(菖蒲・内線151 / 栗橋・内線235 / 鷺宮・内線175)

【①・②共通】

申請期間 1月16日(金)～3月16日(月)

交付手数料 1件300円

持参するもの 対象者の介護保険被保険者証、窓口に来る方の本人確認ができるもの